

個別接種会場におけるVRSの対応状況 ①

- u 個別接種会場におけるVRS登録について、半数の市町村では医療機関のみで対応している一方、一部または全てを市町村で登録しているケースも半数となっている。
- u 市町村で対応する場合、VRSタブレット端末の使用や医療機関からの予診票の回収頻度、回収方法、登録時期等の方法は、市町村の実情により様々。

■個別接種会場分のVRS登録者(※)

医療機関	医療機関及び市町村	市町村	計
20団体(50%)	12団体(30%)	8団体(20%)	40団体(100%)

※個別接種を行っている
40団体からの回答

■市町村が対応する場合の登録方法等

①VRSタブレット端末の使用

パターン	接種実績の登録方法
タブレット端末を使用	医療機関から予診票を回収 → VRSタブレット端末で読み込み
タブレット端末を使用せず	<主な方法> 医療機関から予診票を回収 → 予防接種台帳等への入力 → CSV出力 → VRSへ登録(システム上の処理)

②予診票の取扱い

【予診票】	【回収頻度】	【回収方法】	【登録時期】	【登録者】
○ 原本 ○ 写し	○ 週1回～ 月1回	○ 巡回 ○ 郵送	○ 3日以内～ 期限の定めなし	○ 職員(常勤・非常勤) ○ 委託業者
	×	×	×	

個別接種会場におけるVRSの対応状況 ②

■予診票回収・VRS登録等の具体例（聞き取り調査による）

パターン	方法等
<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末使用 予診票原本回収、返却 	<ul style="list-style-type: none"> 週に2回、市職員が各医療機関へワクチン配付時に接種済み予診票の原本を回収。 VRS登録後、原本は返却し、請求時に再度、提出させる。
<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末使用せず 予診票原本回収、返却せず 	<ul style="list-style-type: none"> 週に1回、郵送により予診票の原本を回収。 回収した予診票をパンチ入力しデータ化のうえ、VRSに登録（原本は返却しない）。
<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末使用せず 予診票は請求時対応 	<ul style="list-style-type: none"> 請求時の予診票記載内容を市独自の接種管理システムに入力。CSV出力しVRSに登録。 タブレット端末を配付している医療機関が読み込みを行った場合でも、上記によりVRSのデータは上書きされる。

※ 医療機関でVRSタブレット端末による読み込みを行った場合でも、読み込んだデータの正確性をより担保するためには、請求時に医療機関から提出のあった予診票とVRS登録内容の突合が必要となる。

■その他、運用にあたっての意見等

項目	内容
接種券付き予診票の対応	<ul style="list-style-type: none"> <u>手入力の必要があり、手間</u>がかかる。<u>接種対象者リストも現時点で高齢者しか入力していないので、若年の医療従事者等の方についてはそこから作業する必要がある。</u> 現時点で対応できていない。
転入者の接種記録の確認	<ul style="list-style-type: none"> 転入者の接種記録を確認する際に<u>マイナンバーを入力する必要がある</u>、<u>マイナンバー所管課に照会するなど、1部署で完結しないことが手間。</u>
タブレット操作等	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関によってはタブレットの扱いに不慣れで、<u>「この作業が必要ならワクチン接種をやめる」というところもある。</u> 読み取った結果エラーになった被接種者の情報が「登録待ち対象者リスト」に溜まっていき、予診票との突合が必要。場合によっては他市への聞き取りが発生するが、<u>市によっては当作業を重要視していない。</u> <u>接種券によって、VRSの読み取り易さに差がある（接種券に印字されているOCRラインのフォント、サイズが関係している可能性あり）。</u>